

滋賀県立むれやま荘
指定管理者募集要項

令和2年9月

滋賀県健康医療福祉部

1 指定管理者の募集について

公の施設の管理主体については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、民間事業者を含む法人その他の団体も指定管理者として施設の管理を行うことができるようになりました。

このため、滋賀県では、滋賀県立むれやま荘（以下「むれやま荘」といいます。）について、住民サービスのさらなる向上と管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度を導入することとし、この要項により指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 施設の名称

滋賀県立むれやま荘

(2) 施設設置の目的・役割

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項に規定される障害者支援施設として、脳血管障害、脊髄損傷、脳外傷等で急性期医療や急性期リハビリテーション、回復期リハビリテーション等を終えられた中途身体障害の方や高次脳機能障害のある方等に、維持期における社会的リハビリテーションや医学的リハビリテーション、職業的リハビリテーション等のサービスを継続的に提供し、自立および社会参加を支援します。

(3) 基本的な運営方針

- ・生活介護（令和3年4月1日追加予定。以下、同じ。）、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）および就労移行支援のサービス提供を通して、利用者の方が積極的に社会参加されることで自立と自己実現が図れるよう支援します。
- ・人権の尊重を基に、常に利用者の方の立場に立って社会的・医学的・職業的リハビリテーションを提供し、社会生活力の向上と社会参加を支援します。また、夜間においても必要な日常生活上の支援を行います。
- ・医学的ケアを必要とされる方や高次脳機能障害による特別の配慮を必要とされる方などのそれぞれの障害の特性に対応したきめ細やかな支援と効果的な訓練・援助活動を行います。
- ・できるだけ居宅に近い環境の中で、豊かな社会参加ができるよう、地域の医療福祉サービス提供機関との連携を図ります。
- ・別途県が行う高次脳機能障害支援センターの機能強化と相まって、その専門性からスーパーバイザー的役割を担います。

(4) 施設の所在地

草津市笠山八丁目5-130

(5) 施設の規模

敷地面積 9,300.00 m²（所有者：県）

建築面積 管理棟（鉄筋コンクリート造1階建）等 22棟 合計4,799.38 m²

(6) 施設の内容

○定員

【夜間支援】 施設入所支援（定員 40 人）

【日中活動支援】生活介護（定員 6 人）、自立訓練（機能訓練）（定員 28 人）、自立訓練（生活訓練）（定員 16 人）、就労移行支援（定員 10 人）

※定員については、令和 3 年 4 月 1 日改正予定。

○建物構成等

ア 居住棟 RC造(居室 21、静養室 1、娯楽室 1、生活支援員室 1、舎監室 1、洗面・洗濯室 2、倉庫 1、リネン室 1、湯沸室 1、便所 2) 1,400.18 m²

イ サービス棟 RC造(食堂 1、厨房 1、食品庫 1、厨房事務室 1、厨房休憩室 1、厨房便所 1、機械室 1、男子浴室 1、女子浴室 1、リフト浴室 1、医務室 1、看護師室 1、便所 2) 840.00 m²

ウ 訓練棟 RC造(運動療法室 1、理学療法室 1、作業療法室 1、ADL室 1、療士控室 1、便所 2、倉庫 1、相談室 1、言語療法室 1、学習室 1、OA科室 1、多目的室 1、職員室 1、職員更衣室 1、機械室 1) 1,039.06 m²

エ 管理棟 RC造(事務室 1、所長室 1、会議室・図書室 1、宿直室 1、倉庫 1、機械室 1、便所 3) 352.50 m²

オ 基礎作業科棟 S造(木工室、軽作業室、窯業室、縫製・手芸室) 311.03 m²

カ 診療所その他附属建物等 856.61 m²

3 関係法令等

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (3) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）
- (4) 障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）
- (5) 障害者総合支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）
- (6) 障害者総合支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）
- (7) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）
- (8) 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）
- (9) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）
- (10) 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）
- (11) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- (12) 滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例（昭和 59 年滋賀県条例第 9 号）
（以下「条例」といいます。）
- (13) 滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例施行規則（昭和 59 年滋賀県規則第 21 号）
- (14) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 8 号）
- (15) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 9 号）

- (16) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 25 年滋賀県条例第 10 号)
- (17) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 25 年滋賀県条例第 13 号)
- (18) だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例(平成 6 年滋賀県条例第 42 号)
- (19) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(平成 31 年滋賀県条例第 8 号)
- (20) 滋賀県使用料および手数料条例(昭和 24 年滋賀県条例第 18 号)
- (21) 滋賀県使用料および手数料条例等施行規則(昭和 36 年滋賀県規則第 15 号)
- (22) 滋賀県行政手続条例(平成 7 年滋賀県条例第 40 号)(以下「行政手続条例」といいます。)
- (23) 滋賀県個人情報保護条例(平成 7 年滋賀県条例第 8 号)(以下「個人情報保護条例」といいます。)
- (24) 滋賀県情報公開条例(平成 12 年滋賀県条例第 113 号)
- (25) 滋賀県財務規則(昭和 51 年滋賀県規則第 56 号)

4 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 業務の範囲

指定管理者が行う業務(以下「管理業務」といいます。)の範囲は次のとおりとします。

なお、業務内容に関する細目的事項は、別添資料 1 「滋賀県立むれやま荘指定管理業務仕様書」を参照してください。

○障害者支援施設の業務

障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する障害者支援施設として、同法第 19 条第 1 項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けた方との利用契約により、同法第 5 条 7 項に規定する生活介護、同条第 10 項に規定する施設入所支援および同条第 12 項に規定する自立訓練ならびに同条第 13 項に規定する就労移行支援の障害福祉サービスを供与する業務です。

○短期入所の業務

障害者総合支援法第 19 条第 1 項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けた方との利用契約により同法第 5 条第 8 項に規定する短期入所の障害福祉サービスを供与する業務です。

○高次脳機能障害の方への支援業務

高次脳機能障害の方に対する施設機能を活用した、自立および社会参加を支援する社会的リハビリテーションや医学的リハビリテーション、職業的リハビリテーションを継続的に提供する業務です。なお、業務の遂行にあたっては、県立リハビリテーションセンターの支援や協力が行われるよう、県として調整を行います。

○施設、設備および備品の維持管理に関する業務

施設、設備および備品(以下「管理物件」といいます。)を常に適正な状態にして

おくため、清掃、各種保守点検、維持修繕などを行っていただく業務です。

(2) 管理業務の範囲外の業務

指定管理者は、むれやま荘の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとしますので、施設の効用を最大限に発揮させる観点から、創意工夫を活かして積極的に提案してください。ただし、この場合、あらかじめ県との協議が必要となります。

(3) その他

自動販売機等に係る行政財産の目的外使用許可に関する業務は、県が行います。

なお、指定管理者において県に代わり一括して電力会社等に支払いをしていただいた、行政財産の目的外使用許可の共益費の光熱水費等については、指定管理料とは別に支払い手続きを行うこととなります。

5 指定予定期間

- ① 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を予定しています。
- ② 指定予定期間は、議会の議決後、正式に指定期間となります。
- ③ ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずる場合があります。

6 管理業務を行う際の条件等

(1) 管理業務に要する経費

むれやま荘の管理業務に要する経費については、施設の利用者が納める利用料金、指定管理者が管理業務の実施に伴い収受する収入および県が支払う管理料により賄うこととなります。

① 利用料金

ア 利用料金の収入等

施設の利用者が納める利用料金は、指定管理者の収入とします。

利用料金の額については、滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例および滋賀県使用料および手数料条例に対象となる施設、区分および金額が定められていますので、その範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者において設定してください。（今後、消費税および地方消費税の税率改正や公の施設の使用料の見直し等に伴い、指定期間中であっても、利用料金の上限である条例別表に定める額を見直すことがあります。）

イ 利用料金の減免

利用料金については、あらかじめ知事の承認を得た上で、指定管理者自らの判断により減免を行うことができます。

ただし、減免による利用料金収入の減収については、管理料に当該減収分が見込

まれているものとし、補填等の措置は行いません。

なお、過去4か年の使用料収入の実績については、別添資料2を参照してください。

② 管理業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入

管理業務を実施する中で、県以外からの給付費や助成金、寄附金、図録の販売収入など指定管理者が収受する収入については、指定管理者の収入となります。

ただし、県の収入とすることを条件として収受するものは、除きます。

③ 県が支払う管理料

ア 管理料算定の考え方

県は、管理業務に要する経費から利用料金収入見込額および管理業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入の見込額を差し引いた額を、指定管理者に管理料として支払います。

管理料の額は、申請の際に提出のあった収支計画書において示された管理料の金額を上限として、県の予算額の範囲内で、協定において定めるものとします。

イ 参考額

指定期間中における管理料総額の参考額は、396,915,000円（消費税および地方消費税を含む。）とし、これを目安に事業計画書を作成してください。

なお、参考額の詳細ならびにむれやま荘の管理運営に対する過去4か年における収入および支出の内訳については、資料3を参照してください。

ウ 管理料の精算

協定により定めた管理料は、管理業務に要した経費および利用料金その他の収入に増減があっても、原則として増額や減額はいたしません。

ただし、管理物件の修繕または改修（見積額が1件当たり100万円（消費税および地方消費税を含む。以下同じ。）以上の修繕または管理物件の効用の増加を目的とした改修で、県と指定管理者の協議により指定管理者が行うこととなったものに限る。）に係る経費については、「イ 参考額」の内訳として示した金額（資料3参照）から増加した額を、管理料に加算することとします。

エ 管理料の支払い

管理料は、年度ごとに県と指定管理者が協議して作成する支払計画書に従ってお支払いします。

オ 管理口座・区分経理

管理業務に係る収入および支出については、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

カ 管理料積算に当たっての留意事項

管理料の積算に用いる消費税および地方消費税の税率は、現行税率（10%）とします。なお、今後、消費税および地方消費税の税率が改正された場合は、当該改正による収入および支出への影響（条例別表に定める額が改正されたときは、当該改正による収入の影響を含む。）を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、管理料を決定します。

キ その他

新型コロナウイルス感染症に関して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請等があった場合、県は管理料の見直しなど、これまでの対応等を踏まえて必要な措置を行います。

(2) 管理運営方針

管理業務を行うに当たっては、「2 (3) 基本的な運営方針」の内容を理解のうえ、遵守しなければなりません。

なお、指定管理者には、創意工夫により利用者に対する質の高いサービスの提供を期待しています。

(3) 管理の基準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は、次のとおりです。なお、管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。(10(1)参照)

① 法令等の遵守

「3 関係法令等」に記載した法令のほか、指定管理者が当然に適用を受ける法令、協定書、仕様書等を遵守し、管理業務を実施してください。

② 管理運営目標の達成

むれやま荘では、次の管理運営目標を定めていますので、その達成に向け必要な取組を行ってください。

ア 利用者へのサービスの質の向上のための措置

サービスの質の向上を図るため、自己評価の実施、実施結果の公表、改善策の取り組みの実施に努めてください。

イ 利用者等の苦情の解決のための措置

利用者等の苦情に対しては、受付体制や、第三者委員の設置など解決体制を整備し、適切に対応するよう努めてください。

ウ 社会福祉施設として地域に貢献するため、短期入所事業の拡大に努めるとともに、実習生やボランティアを積極的に受け入れてください。

エ 中途身体障害の方や高次脳機能障害のある方等に対し、維持期における社会的・医学的・職業的リハビリテーションの機能強化を図り、あわせてむれやま荘の機能の関係機関への周知等により、令和3～7年度の5年間の平均利用率が、施設入所および短期入所については、平成28～令和2年度の定員を40名として算出した平均施設利用率以上、生活介護および機能訓練、生活訓練、就労移行支援については、機能訓練および生活訓練、就労移行支援の平成28～令和2年度の平均施設利用率の5ポイント以上となるように努めてください。

なお、過去4か年における施設利用実績については別添資料4を参照ください。

オ 特に脊髄損傷の方および高次脳機能障害のある方を主たる対象とした地域生活への移行を進める自立訓練等提供施設として支援に取り組んでください。な

お、支援にあたっては、県立リハビリテーションセンターの支援や協力が行われるよう、県として調整を行います。

カ 経費削減に一層取り組み、効率的運営に努めてください。

③ 善管注意義務

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、むれやま荘を常に良好な状態に管理しなければなりません。

④ サービスの向上

施設を清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加に努めることとします。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応することとします。

⑤ むれやま荘の施設の適切な維持管理

ア 管理業務を行うに当たっては、利用者が快適に施設等を利用できるよう、保守点検、修繕、清掃その他の適切な維持管理を行ってください。

なお、管理物件の本来の効用を維持するために必要な修繕（県が長期保全計画として策定した計画（以下「長期保全計画」という。）に基づく修繕等を除く。）については、見積額が1件当たり100万円（消費税および地方消費税を含む。以下同じ。）以上のものについては、県の負担と責任において実施するものとし、1件当たり100万円未満のものについては、指定管理者が自己の負担と責任において実施するものとし、

管理物件の効用の増加を目的とした改修および長期保全計画に基づく修繕等については、県の負担と責任において実施するものとし、

ただし、上記により県の負担と責任において実施するものとされる修繕等や改修についても、管理業務と一体として実施することが適当と認められる場合は、県と指定管理者が協議の上、指定管理者に実施させることができるものとし、詳細については、協定で定めます。（この場合、所要経費については、6(1)③ウにより、精算を行います。）

なお、長期保全計画は修繕等の対象の劣化状況その他の事情により、適宜変更することがあります。

イ 地震の発生や台風の接近の際の被害を最小限に減らすため、常時「いかにすれば被害を最小限にできるのか」ということを「減災」の視点で考えた施設の維持管理を行ってください。

⑥ 施設の使用承認

施設の供用（使用承認）に当たっては、県民の利用に関し公平性を確保することとします。

⑦ 緊急時の対応

ア 指定管理者は、むれやま荘において施設利用者の事故や災害その他の緊急の対応

を要する事態が発生した場合に現場で対応する責任を有し、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに県に報告しなければなりません。

イ 指定管理者は、緊急時に適切な対応をとれるよう、予め、事故・災害対策のマニュアルや、夜間・時間外における発災等を想定した関係機関との緊急連絡網の作成、近隣の避難所等までの経路の確認等、緊急時の対応に必要な体制等を整備しなければなりません。

ウ むれやま荘は、草津市から福祉避難所に指定されています。

災害時に避難所が開設される場合、指定管理者は避難所の開設および運営に施設管理者として協力していただきます。

⑧ 管理業務の実施に伴い取得した情報の取扱い

指定管理者および指定管理者が使用する者は、管理業務を行うことにより知り得た情報を他に漏らし、または不当な目的のために利用してはなりません。

また、指定管理者の指定の期間が満了し、もしくは指定を取り消され、または指定管理者が使用する者が管理業務に従事しないこととなった後においても同様とします。

⑨ 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）および個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

また、管理業務に従事する者は、その業務に従事しなくなった後も含め、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当に使用してはなりません。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があります。

⑩ 情報セキュリティ対策

指定管理者は、管理業務を行うに当たり、県と協議の上、別添資料 4 「情報セキュリティに関する遵守事項（例）」をもとに、別途情報セキュリティに関する遵守事項を定め、これにより、情報セキュリティ対策を講じることとします。

⑪ 文書の管理・保存

管理業務を行うに当たり作成し、または取得した文書、図画、写真および電磁的記録（以下「管理文書」といいます。）は、滋賀県文書管理規程等を参考に、適正に管理・保存することとします。

なお、管理文書については、指定期間終了時に、県の指示に従って引き渡しを行っていただきます。

⑫ 情報公開

指定管理者が保有している管理文書は、指定管理者が別途情報公開規程等を策定し、情報を公開することとします。

⑬ 行政手続法の適用

指定管理者が行う行政処分については、行政手続条例に基づいて行わなければならないが、審査基準、標準処理期間および処分基準を定めておかなければなりません。

⑭ 委託の禁止

管理業務の全部または一部を第三者に委託することはできませんが、清掃、警備といった個別の業務を第三者に委託することは可能です。ただし、この場合は、委託契約の内容、委託先（名称・所在地）、委託金額、委託期間、委託理由、委託先選定方法等を県に報告し、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。なお、承認の時点で不明な事項については、事後に県へ報告してください。

⑮ 委託契約等における暴力団排除措置

相手方が暴力団または暴力団員と知りながら業務の委託契約や物品購入契約等を締結した場合には、指定の取消しの対象となります。

契約を行おうとする相手方が暴力団または暴力団員か否か疑わしいときには、県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針に準じて排除措置を講じてください。

⑯ 県施設としての協力

県の事業をむれやま荘において実施しようとする場合は、協力を図っていただきます。

⑰ 関係機関との連絡調整

効果的な事業展開や施設運営を図るため、滋賀県および関係機関と必要な連絡調整を行い、その専門性の発揮に努めてください。なお、県立リハビリテーションセンターの支援や協力については、県として調整を行います。

(4) 指定管理者と県とのリスクの分担

指定管理者と県とのリスクの分担は、原則として次のとおりとします。ただし、次表に定める事項で疑義がある場合または次表に定めのないリスクが生じた場合は、県と指定管理者が協議の上リスク分担を決定します。

種 類	内 容	負 担 者	
		県	指定管理者
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○

種 類	内 容	負 担 者	
		県	指定管理者
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減		○
周辺地域・住民 および施設利用者への対応	むれやま荘周辺地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する住民および施設利用者からの苦情・要望等への対応		○
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設または改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理基準の変更を要する法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更（消費税等）	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税、固定資産税等）		○
政治、行政的 理由による事業 変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加	○	
	不可抗力による業務の変更、中止、延期		○
運営リスク	施設、機器等の不備または施設管理上の瑕疵および火災等事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止		○
事業の中止・延 期	建物所有者の責任による遅延、中止	○	
	事業者の責任による遅延、中止		○
	事業者の事業放棄、破綻		○
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
管理物件の損傷	経年劣化によるもの（見積額が1件当たり100万円未満のものに限る。）		○
	〃（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（見積額が1件当たり100万円未満のものに限る。）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
	指定管理者による管理物件の管理運営上の瑕疵によるもの		○

種 類	内 容	負 担 者	
		県	指定管理者
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外	○	
運営費の増大	県以外の要因による運営費の増大		○
第三者への賠償	管理業務の執行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
安全性の確保、 環境の保全	維持管理、運営における安全性の確保および周辺環境の保全（ 応急措置を含む）		○
セキュリティ	警備および情報セキュリティ対策の不備による情報漏洩、犯罪 発生等		○
事業終了時の費 用	指定管理期間が終了した場合または期間中途において業務を 廃止した場合における事業者の撤収費用および新しい指定管 理者への引継費用		○

(5) その他管理業務を行うに当たって指定管理者が留意しなければならない事項

① 入札等による管理経費の縮減

管理業務の実施に当たり、商品・サービスを調達する場合は、入札等により管理経費の縮減に努めていただくこととします。特に、電力調達については、電力の小売が全面自由化されていることを踏まえ、入札等の実施に努めてください。

② 環境配慮の推進

管理業務の実施に当たっては、電気等エネルギーの効率的利用、廃棄物の発生抑制・適正処理、リサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）など、環境への配慮に努めていただくこととします。なお、物品や電力を含むサービスの調達については、「滋賀県グリーン購入基本方針」を定めていることから、その内容に沿った調達に努めてください。

③ 職員の採用

指定管理者は、職員を採用する場合には、本人の適性或能力以外の事項を条件にすることなく、幅広く応募できるよう配慮してください。

④ 障害者の雇用

指定管理者は、障害者の雇用について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）に基づき国および地方公共団体に義務づけられている雇用率を達成できるよう努めていただきます。

⑤ 人権への配慮

指定管理者は、公平な採用選考や人権研修の実施など、人権に配慮した業務遂行に努めていただきます。

⑥ 県内事業者への配慮

管理業務を行うに当たって、委託業務の発注や物品の調達等において、県内事業者への発注に努めていただきます。

⑦ 管理物件の現状変更

指定管理者が、管理業務を実施するために管理物件の新設、増築、改築、移設、改造その他の現状変更をしようとするときは、あらかじめ県の承認を受けていた上、指定管理者の負担で実施していただきます。

なお、この場合、当該現状変更部分については、指定管理者は、将来にわたってその権利を主張できないものとします。

(6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

① 指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

② 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合またはそのおそれがあると認められる場合には、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善計画書の提出およびその実施を求めることができます。

③ 指定管理者が次の事由に該当するときは、県は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、その指定を取り消し、または期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じることができます。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、協定に定めた事項を履行しないとき、または履行できる見込みがないと認められるとき。

イ 財務状況が著しく悪化し、管理業務の遂行が困難と認められるとき。

ウ 関係法令、条例、規則または協定の規定に違反したと認められるとき。

エ 指定管理者の指定手続きおよび管理業務の実施に当たり、不正の行為があったとき。

オ 管理業務に関する知事の指示に従わないとき。

カ 管理業務に関して、知事が求めた報告を行わず、もしくは実地調査等を拒否または妨害したとき。

キ ②において、指定管理者が当該期間内に改善計画書を提出せず、または改善計画書に定められた事項を実施しなかったとき。

ク 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

ケ 指定管理者募集要項に明示した申請資格を満たさなくなったとき。

コ その他、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

- ④ 上記③により指定管理者の指定が取り消され、または業務停止となった場合に、県に損害が発生したときは、指定管理者は、県に生じた損害について賠償の責めを負うこととなります。なお、指定管理者に損害や追加費用などが生じて、県は賠償等を行いません。
- ⑤ 不可抗力その他県または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、県と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとします。
- ⑥ 指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）または指定が取り消されたときは、速やかに、管理物件を原状回復して県に引き渡すとともに、県または新たな指定管理者と十分に事務引き継ぎを行うこととします。

ただし、原状回復について県の承認を得たときは、この限りではありません。

(7) 事業計画および事業報告

① 事業計画

事業実施計画、人員配置計画、収支計画等を内容とする各事業年度の事業計画書を、前年度の10月末（指定期間の初年度に係る事業計画書にあつては、県が指定する期日）までに提出し、県の承認を得て下さい。

② 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、目標水準の達成状況や改善方針等、県が別に定める事項について、事業報告書を県に提出することとします。

(8) 管理業務の状況把握および評価

① モニタリング

指定管理者は、常時、管理業務の状況を把握し、日報等に記録するとともに、目標水準の達成状況や改善方針等、県が別に定める事項について、月例業務報告書を作成して翌月の10日までに県に報告することとします。

県は、指定管理者から提出された事業報告書、月例業務報告書の内容のほか、指定管理者に対する報告徴収、調査等の結果をもとに、管理業務の状況、指定管理者の経理の状況等を確認します。

② 是正勧告

モニタリングの結果、必要と認めるときは、県は、業務の改善等必要な指示を行います。

なお、改善勧告等によっても改善が見られない場合、および指定管理者が行う管理業務の内容が「管理の基準」を満たしていないと判断した場合は、指定期間中でもその指定を取り消すことがあります。

③ 利用者満足度調査等による利用者の声の把握

指定管理者は、施設利用者の満足度、ニーズ等を把握し、管理業務に反映するため、利用者満足度や施設利用者の意見・苦情等を把握し、その結果および業務改善の状況について県に報告することとします。

④ 評価

県は、指定管理者から提出された事業報告書の内容を踏まえて、管理業務の実施状況等に係る評価を実施するとともに、事業報告書に記載する改善方針と併せて対外的に公表することとします。

なお、必要に応じて、事業報告書に加えて、改善方針に係る資料の提出を求めることがあります。

⑤ 県と指定管理者との意見交換

県と指定管理者は、管理運営上の課題や評価結果等について、定期的に意見交換を実施することとします。

(9) 備品の帰属

① 管理物件の備品が、経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は、当該備品と同等の機能および価値を有するものの見積額が1件当たり100万円未満のものについては、管理料に当該経費が見込まれているものとし、指定管理者の負担で購入または調達していただきます。

② ①により購入または調達した備品の所有権は、県に帰属するものとします。

(10) 調査

知事は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して管理業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示を行います。

また、県の監査委員等が滋賀県の事務を監査するために必要があると認める場合に、指定管理者に対し出頭を求め、実地に調査し、または帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

(11) 管理業務を実施するに当たっての注意事項

① 指定管理者が、管理業務に関する規程、要綱等を作成する場合は、県と事前に協議することとします。

② 協定に定めのない事項については、県と協議することとします。

(12) 提供した資料の取扱い

県が提供した資料等は申請に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、県の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、または内容を提示することを禁じます。

7 申請の手続

(1) 募集要項の配付

募集要項を令和2年9月4日（金）から10月9日（金）まで（土曜日、日曜日および祝日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除きます。）に「12 問い合わせ先」において配付します。

また、次の障害福祉課ホームページからもダウンロードできます。なお、郵便での配付は行いません。

【障害福祉課ホームページアドレス】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai/fukushi/313960.html>

(2) 申請者の備えるべき資格等

① 指定管理者の指定を受けるための申請ができるのは、滋賀県内に主たる事務所を有し、かつ、入所型の社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。）を運営（地方自治法第244条の2第3項の指定を受けて行う入所型の社会福祉施設の管理を含む。）している社会福祉法人（以下「法人」という。）であって、次に該当しないものに限り、

ア 役員等に制限行為能力者が含まれている法人等

イ 役員等に破産者で復権を得ない者が含まれている法人等

ウ 役員等に禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている法人等

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等および暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等

オ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、県における一般競争入札の参加を制限されている法人等。

カ 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等

キ 滋賀県から入札参加停止措置を受けている法人等

ク 直近の1年間に都道府県税または消費税及び地方消費税を滞納している法人等

ケ 県議会の議員、知事、副知事ならびに地方自治法第180条の5第1項および第2項に規定する委員会の委員または委員が、無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人、清算人である法人等（ただし、議会の議員以外の者については、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）

コ 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、滋賀県から指定の取り消し

を受けたことがある法人等

サ 滋賀県における選定委員会で指定管理者の候補者として選定された通知を受け取った後、議会の議決までに辞退したことがあり、辞退の日から起算して1年を経過していない法人等

シ 滋賀県における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた法人等または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した法人等

② 複数申請の禁止

申請については、1法人につき1申請に限ります。

(3) 申請の方法

① 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 管理運営に係る事業計画書（様式第2号）

(ア) 基本方針

- ・指定管理者の指定を申請した理由
- ・むれやま荘の管理運営を行うにあたっての基本方針

(イ) 事業等の実施計画

- ・年間の事業概要
- ・利用者に対するサービス向上の取り組み（開所時間、休所日についての提案があれば、併せて記載）
 - *サービス評価への取組
 - *利用者のプライバシーや人権を守るための取組
 - *利用者、家族からの苦情の未然防止および対処方法とそのため体制
 - *家族、関係機関との連携
 - *利用者ニーズの把握やその対応策
 - *その他の具体的取組
- ・管理経費の縮減、収入増に向けた取り組み
- ・管理運営目標の達成に向けた取り組み

(ロ) 県民の公平な利用を確保する方策

- ・広く利用を呼びかけるための方策
- ・入所手続の公平性確保

(ハ) 施設の維持管理についての方針、計画

- ・効率的な維持管理のための計画
- ・施設設備の安全管理の取組、非常災害への対策

(ニ) 利用者の増加（確保）を図るための方策

- ・地域、関係機関、ボランティア等との連携
 - ・対外的な情報提供（広報等）、情報発信
- (カ) 管理運営体制
- ・組織図（施設内のもの、職員体制、常勤・非常勤の別、有資格者・経験者の配置状況も記載）
 - ・人員配置計画（5年分、最低基準人員を参考表示すること）
 - ・職員ローテーションの考え方
 - ・人材育成方針および研修計画
 - ・現に従事している職員の雇用についての考え方
 - ・業務の一部について第三者への委託を予定している場合は、その項目、予定金額、委託先選定方法などを含めた外部委託の考え方
- (キ) その他
- ・組織目標の設定
 - ・個人情報保護の取り組み
 - ・情報公開への対応
 - ・環境への配慮
 - ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制
 - ・自主事業など特色ある取り組み
 - ・地域との交流、地域への貢献に関する考え方、計画
 - ・円滑な業務引継に向けての計画
 - ・その他、施設の設置目的を効果的、効率的に達成する方法についての提案

ウ 収支計画書

- (ア) むれやま荘の管理運営に係る令和3年度収支予算案〔任意様式〕
- 県から支出する管理料の基礎となる管理運営の必要経費および収入見込額について算出し、提案してください。
- 提案される収支計画については、経費の縮減が図られ、かつ収支が適正でバランスがとれている必要があります。
- (イ) 指定期間5年間の収支計画（様式第3号）
- むれやま荘の管理運営に関する業務（一般会計と就労支援会計は別に作成）と自主事業の実施に関する業務に分けて、次の計画を提出してください。
- ・利用人員予測
 - ・収支計画
 - ・収入については、利用料金収入の予測、管理料見積り予測額およびその他の収入の予測額を計上してください。
 - ・支出については、管理費（人件費含む）および事業費として所要額を計上してください。

エ その他の書類

- (ア) 法人の定款
- (イ) 法人の登記事項証明書

申請日前3か月以内に取得したものを提出してください。

(ウ) 印鑑証明

申請日前3か月以内に取得したものを提出してください。

(エ) 法人の決算関係書類

過去3か年分の事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書および事業活動収支計算書を提出してください。

(オ) 法人等の予算関係書類

直近の会計年度の事業計画書、資金収支予算書および事業活動収支予算書を提出してください。

(カ) 団体概要書（様式第4号）

設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人の概要がわかる資料があれば、併せて提出してください。

(キ) 役員名簿（役職、氏名、現住所および生年月日を記載したもの。なお、商号または名称、代表者、経営者等の氏名には、必ずふりがなを付してください。）

(ク) 都道府県税に未納がないことの証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書
また、納税義務がない場合は、納税義務がない旨を記載した申立書（様式第5号）を提出してください。

(ケ) 施設の管理運営に携わる有資格者職員の資格の写し

(コ) 誓約書（様式第6号）

申請者の備えるべき資格および申請書等の記載事項に関する誓約書を提出してください。なお、虚偽の申請であることが判明した場合は、指定期間中であっても指定の取消しとなる場合があります。

なお、申請者の備えるべき資格のうち、暴力団排除に係る欠格要件該当の有無について、指定管理者に係る暴力団排除要領に基づき滋賀県警察本部に照会しますので、あらかじめ御了承ください。

② 提出部数

正本1部副本15部を提出してください。ただし、「エ その他の書類」の(ア)、(イ)および(キ)については、正本1部のみを提出してください。

③ 提出方法

申請書類の提出は、持参または郵送とします。

[提出先] 滋賀県庁新館2階 健康医療福祉部障害福祉援課企画・指導係
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-3544

④ 受付期間

持参の場合は、令和2年9月4日（金）から10月9日（金）まで（土曜日、日曜日および祝日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除きます。）とします。

また、郵送の場合は、書留郵便で、10月9日（金）午後5時必着とします。

なお、電子メール、FAXでの提出は認めません。

(4) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和2年9月4日（金）～ 9月16日（水）午後5時まで（必着）

② 受付方法

募集要項の内容等に関する質問書（様式第7号）に記入の上、郵送、FAXまたは電子メールにより提出してください。質問の未到着を防ぐため、事前、事後の確認をお願いします。

〔郵送先〕 申請書類の提出先に同じ

〔FAX〕 077-528-4853

〔メール〕 ec0002@pref.shiga.lg.jp

③ 回答方法

質問された方には、郵送、FAXまたは電子メールにより個別に回答するほか、応募者間の公平を期すため、質問および回答を障害福祉課ホームページにおいて公表します。（質問者名は表示しません。）

募集要項の内容等に関する質問およびその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、電話等による質問回答は一切いたしませんのでご了承ください。ただし、電話による照会をお断りするものではありませんので、不明な点について気軽に相談してください。

また、現地説明会において出された質問および回答についても併せて公表します。なお、内容によってはお時間をいただく場合があります。

【障害福祉課ホームページアドレス】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/syougai/fukushi/313960.html>

(5) 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催します。参加を希望される法人は、説明会参加申込書（様式第8号）に記入のうえ、郵送、FAX、または電子メールにより令和2年9月16日（水）午後5時までにお申し込みください。（必着）

① 開催日時

令和2年9月18日（金）午前10時開始

② 集合場所

現地正面玄関ロビー（開始時刻の5分前までに集合してください。）

③ 説明内容

募集要項および業務仕様書の説明、施設の説明

④ その他

- ・説明会参加につきましては、1法人3名までとします。
- ・指定管理者の募集に係る資料一式を持参願います。
- ・指定申請を行う場合は、必ずこの説明会に出席してください。

8 申請に際しての留意事項

(1) 失格または無効

以下の事項に該当する場合は、無効または失格となる場合があります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
- ③ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- ④ 虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑤ 健康医療福祉部指定管理者選定委員会委員、本件業務に従事する本県職員ならびに本県関係者に対して、本件提案についての不正な接触の事実が認められたとき。
- ⑥ その他不正の行為があったとき。

(2) 現に勤務している職員

指定管理業務が引き継がれる場合には、現に施設に勤務している職員のうち、引き続き勤務を希望する者の雇用に努めてください。なお、雇用に当たっては、引継ぎ先法人の雇用条件によるものとします。

(3) 申請内容の変更

申請書の提出期限前に事業計画書等の記載事項の変更をする場合には、事業計画書等記載事項変更届（様式第9号）により、申請書の提出期限前に届出をしてください。なお、提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

(4) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

また、申請書類は、必要に応じ複写します。（使用は県庁内および健康医療福祉部指定管理者選定委員会の検討に限ります。）

(5) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、指定管理者申請辞退届（様式第10号）を提出して下さい。

(6) 費用の負担

申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。

(7) 情報公開

申請書類は、滋賀県情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報等非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

(8) その他

① 指定申請書等の様式

指定申請書等の提出書類は、日本産業規格のA4の大きさとしします。（ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、例外を認めます。）

本書「7（3）①提出書類」記載の順序に従い、ファイル等に綴じて提出してください。

② 言語、通貨、単位等

指定申請書等に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

9 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者の候補者の選定

① 指定管理者の選定に当たっては、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）に基づき、社会福祉に関する専門家等により組織された「滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された申請書等により審査を行い、(2)に記載する「審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者の候補者としします。

② 審査においては、申請者からヒアリングを行い、申請の内容を総合的に審査します。

③ ヒアリングに要する申請者の経費は、全て申請者の負担としします。

(2) 選定に当たっての審査方法等

選定委員会の意見を聴いて、条例第7条各号の選定基準をより具体化した審査基準その他の審査方法を定め、これに基づき、申請内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

選定基準ごとの審査項目、配点および選定すべき候補者の決定方法は別紙1のとおりです。

なお、選定委員会の会議は非公開とししますが、選定後は申請の概況（経過、申請者名各申請者の得点状況、各申請者の提示額等）、審査内容の概要を公表します。

(3) 指定管理者の指定方法

指定管理者の候補者として選定された法人については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を県議会に提出し、議決後、指定管理者として指定します。

なお、指定後速やかに、滋賀県公報において告示します。

10 指定管理者指定後の手続

(1) 協定の締結

業務内容や管理の基準に関する細目的事項、管理業務に要する経費を賄うための管

理料に関する事項について、指定管理者と知事との間で協議の上、協定を締結するものとします。

(2) 引継ぎ

- ① 指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、前管理者との間で一定期間、業務の引継ぎを行っていただきます。
- ② 引継ぎ時における現利用者を引き継いで運営してください。
- ③ 利用者の個別処遇を引き継ぐため、引継ぎ後にむれやま荘で勤務する職員の一部を、引継ぎ前にむれやま荘に派遣してください。
- ④ 派遣した職員は、令和3年4月以降も引き続きむれやま荘で勤務させてください。
- ⑤ 引継ぎにおける派遣職員の人件費等は、新たに管理者となる法人が負担することとします。
- ⑥ 引継ぎ時に現利用者に提供されているサービス水準を維持するとともに、その向上に努めてください。
- ⑦ 設備機器等の保守業務については、指定期間開始と同時に契約が必要となる業務がありますので、注意してください。

(3) その他

- ① 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- ② 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ア 指定管理者が、7（2）に掲げる資格を満たさないこととなったとき。
 - イ 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
 - ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

11 スケジュール（予定）

時 期	内 容
9月4日～10月9日	申請書の受付期間
10月中下旬	第2回指定管理者選定委員会 ※選定委員会事業計画ヒアリングおよび 指定管理者候補者の選定
11月下旬	選定結果通知
11月下旬	指定管理者の議決(県議会11月定例会議) 指定管理者の指定(告示)
令和3年3月	協定の締結
4月1日	管理開始

12 問い合わせ先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 県庁新館2階

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係

電 話：077-528-3544

FAX：077-528-4853

電子メール：ec0002@pref.shiga.lg.jp

資料1 指定管理業務仕様書

滋賀県立むれやま荘指定管理業務仕様書

本仕様書は、滋賀県立むれやま荘（以下「むれやま荘」という。）の指定管理者が行う業務の内容および履行方法を定めるものです。

業務の内容

(1) 障害者支援施設としての業務

障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設として、同法第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けた方との利用契約により、同法第5条7項に規定する生活介護、同条第10項に規定する施設入所支援および同条第12項に規定する自立訓練ならびに同条第13項に規定する就労移行支援の障害福祉サービスを供与する業務です。

- ・生活介護（主たる対象者は高次脳機能障害者、身体障害者）

主に身体障害のある方または精神障害のある方に自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつおよび食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の必要な支援を供与します。

- ・施設入所支援

生活介護、自立訓練又は就労移行支援のサービスの提供を受ける方であって、施設入所により訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって訓練等を受けることが困難な方に、主として夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を供与します。

- ・自立訓練

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、次の機能訓練または生活訓練の別に厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を供与します。

- ①機能訓練（主たる対象者は急性期、回復期のリハビリを終えた身体障害者）

主に身体障害のある方に、原則1年6月間（頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害のある方にあつては、3年間）にわたって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を供与します。

- ②生活訓練（主たる対象者は高次脳機能障害者、身体障害者）

主に知的障害のある方または精神障害のある方に、原則2年間（長期間入院されていた方またはその他これに類する事由のある障害のある方にあつては3年間）にわたって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を供与します。

- ・就労移行支援（主たる対象者は身体障害者、高次脳機能障害者）

主に身体障害のある方または精神障害のある方で就労を希望する65歳未満の障害のある方であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に、原

則2年間にわたって、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を供与します。

なお、これらの障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供は、ICFの理念に則ったリハビリテーションの観点に基づき行います。

- ・社会的リハビリテーション

利用者の方の個別のニーズに応じた社会生活力向上の支援に取り組み、円滑な社会参加が実現できるよう援助します。

- ・医学的リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士の指導等により、身体的・精神的な機能の回復や能力の維持向上を図ります。

- ・職業的リハビリテーション

一般就労等を希望する方への職能訓練等を通じて、知識・技能の向上を図るとともに、実習等を経て個々の適性に合った職場への就職および定着を図ります。

(2) 短期入所の業務

障害者総合支援法第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定を受けた方との利用契約により同法第5条第8項に規定する短期入所の障害福祉サービスを供与する業務です。

- ・短期入所（主たる対象者は身体障害や高次脳機能障害のある方）

主に居宅において介護を行う方の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする身体障害のある方等に、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な支援を供与します。

障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給決定を受けた方に（1）および（2）の障害福祉サービスを提供したときは、各都道府県国民健康保険団体連合会に当該団体が指定する方法で報酬を請求するとともに、サービスを利用した方のうち自己負担額が生じる方から利用料の一部を収受してください。

(3) 高次脳機能障害の方への支援業務

高次脳機能障害の方に対する施設機能を活用した、自立および社会参加を支援する社会的リハビリテーションや医学的リハビリテーション、職業的リハビリテーションを継続的に提供する業務です。なお、業務の遂行にあたっては、県立リハビリテーションセンターや高次脳機能障害者支援センターとの連携や支援協力を努めてください。必要に応じて、県として調整を行います。

(4) 施設および設備の維持管理に関する業務

施設、設備および備品を常に適正な状態にしておくため、清掃、各種保守点検、維持修繕などを行っていただく業務です。

- ① 清掃、保全、補修、塵芥処理および消毒その他日常の維持管理

- ② 電力、冷暖房、光熱、給排水、防火等の設備の維持、運転、操作、保守、点検

- ③ 防犯、防災等
- ④ 小規模な修理・修繕
- ⑤ 建物外の環境整備
- ⑥ 消耗品等の調達・補充等

(5) 連携の確保

むれやま荘の運営に当たっては、事業の効果的な実施を図るため、関係機関や団体等との連携を確保してください。特に、利用者の入所時からその方の退所後の生活を意識して、医療機関や地域関係機関との連携の強化に努めてください。

また、県立リハビリテーションセンターとの支援連携や情報交換等によりリハビリテーション提供体制の強化を図ってください。必要に応じて、県として両者の調整を行います。

(6) 職員の配置

むれやま荘の設置目的に鑑み、施設基準で定められた必要な職員に加え、医師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などの専門職員や職場適応援助者養成研修修了者で相当程度の経験および能力を有する者であり、職場の開拓や就職活動、職場定着を支援することができる者を配置してください。

特に、総合リハビリテーションに精通し、利用者の障害の特性や生活環境に配慮して支援することができる専門スタッフを確保してください。

(7) その他

指定管理者は、むれやま荘の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとします。施設の効用を最大限に発揮させる観点から、創意工夫を活かして積極的に提案してください。ただし、この場合、あらかじめ県との協議が必要です。

また、むれやま荘に併設されている診療所については、令和3年4月1日以降、休止予定であるため、今期の指定管理の対象としておりませんが、医師の確保状況等によっては診療所の運営を再開する可能性があります。その際は、別途指定管理者に協議することを申し添えます。

《資料2》

過去4か年の使用料収入および減免の実績

[むれやま荘]

(単位：千円)

項 目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
使用料収入実績		101,003	133,035	134,347	125,569
使用料減免実績		0	0	0	0
事由別内訳	自立支援給付費	97,194	128,560	130,220	122,196
	利用者負担金	3,809	4,475	4,127	3,373

《資料3》

管理料参考額の詳細ならびに過去4か年の収入および支出の実績等

1 管理料参考額の詳細

[むれやま荘]

(単位：千円)

管理料総額	年 度 別 内 訳				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	79,383	79,383	79,383	79,383	79,383
うち1件100万円以上の修繕または効用の増加を目的とした改修に係る維持補修費	0	0	0	0	0

2 過去4か年における収入および支出の実績および内訳

[むれやま荘]

(単位：千円)

項	目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入合計		192,967	225,221	226,733	220,256
内 訳	使用料収入	104,613	136,782	137,811	129,295
	指定管理料	87,060	87,060	87,060	89,048
	その他収入	1,294	1,379	1,862	1,913
支出合計		203,119	222,520	226,736	217,889
内 訳	人件費	156,352	171,510	179,188	171,842
	施設管理費	15,665	16,162	11,701	12,343
	事業費	31,102	34,848	35,847	33,704

《資料4》

[入所系サービス]

サービス種別／年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	4年平均
施設入所 平均利用者数（人日）	19.9	29.7	30.3	28.8	27.2
短期入所 平均利用者数（人日）	2.3	2.7	2.9	2.3	2.6
合計	22.2	32.4	33.2	31.1	29.8
利用率（定員60名）	37%	54%	55.4%	51.9%	49.7%
利用率（定員40名）	55.6%	81%	83%	77.8%	74.5%

[通所系サービス]

サービス種別／年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	4年平均
機能訓練 延べ利用者数（人日）	12.7	18.3	22.1	17.6	17.7
生活訓練 延べ利用者数（人日）	11	14.8	10.3	9.8	11.5
就労移行支援 延べ利用者数（人日）	4.7	3.1	5	6.4	4.8
合計	28.4	36.2	37.4	33.8	34
利用率（定員60名）	47.4%	60.4%	62.4%	56.4%	56.7%

様式第 1 号

指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者 主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者の役職・氏名 印
連絡先 担当者名
電 話
F A X

下記の公の施設について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項および「滋賀県立むれやま
荘の設置および管理に関する条例」第 7 条第 1 項の規定により、指定管理者の指定を受け
たいので申請します。

記

滋賀県立むれやま荘

様式第2号

管理運営に係る事業計画書

<p>(ア) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none">・ 指定管理者の指定を申請した理由 ・ 滋賀県立むれやま荘の管理運営を行うにあたっての基本方針
<p>(イ) 事業等の実施計画</p>
<p>(ウ) 公平な利用を確保する方策</p>
<p>(エ) 施設の維持管理についての方針、計画</p>
<p>(オ) 利用者の増加（確保）を図るための方策</p>
<p>(カ) 管理運営体制</p>
<p>(キ) その他</p>

様式第 3 号

収 支 計 画 書

[施設名：滋賀県立むれやま荘]

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	合 計
収入						
支出						
収支 差額						

利用人員予測

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	合 計
延利用 人員						

様式第4号

団 体 概 要 書

項 目	内 容
法人名	
代表者職・氏名	
法人の所在地	
設立年月日	
基本財産	令和 年 月 日現在 千円
従業者数	令和 年 月 日現在 人
主たる業務内容	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	
特記事項	

様式第5号

申 立 書

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者 主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者の役職・氏名 印
連絡先 担当者名
電 話
F A X

滋賀県立むれやま荘の指定管理者指定申請手続きについて、下記の理由により納税義務がないことを申し立てます。

記

納税義務がない理由：

様式第6号

誓 約 書

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者 主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者の役職・氏名 印
連絡先 担当者名
電 話
F A X

滋賀県立むれやま荘の指定管理者指定申請を行うに当たって、下記の事項については事実と相違ありません。

なお、申請者の備えるべき資格のうち、暴力団排除に係る欠格要件該当の有無について、県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針に基づき滋賀県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 滋賀県立むれやま荘指定管理者募集要項「7 申請の手続 (2)申請者の備えるべき資格等」に定める欠格事項に該当せず、申請者としての資格を有していること。
- 2 滋賀県立むれやま荘指定管理者指定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないこと。

様式第7号

募集要項の内容等に関する質問書

年 月 日

(あて先)

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
企画・指導係 あて

質 問 項 目	質 問 内 容

※質問項目には、募集要項のどの部分についてのものか、該当する部分がわかるように記載してください。(例：募集要項○頁の○行目6の(3)の③について)

法人の名称
担当者名
連絡先：電話
 : F A X
 : 電子メール

様式第8号

現地説明会参加申込書

年 月 日

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
企画・指導係 あて

申請者 主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者の役職・氏名 印

滋賀県立むれやま荘の指定管理者指定申請手続きに係る現地説明会に参加したいので申し込みます。

1 出席者名簿

部 署	役 職・氏 名

2 本件に関する連絡先

(1) 担当者の役職・氏名

(2) 部署

(3) 電話番号

F A X 番号

様式第9号

事業計画書等記載事項変更届

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者	主たる事務所の所在地	
	法人の名称	
	代表者の役職・氏名	印
	連絡先 担当者名	
	電 話	
	F A X	

下記のとおり変更したいので、届け出ます。

記

様式第10号

指定管理者申請辞退届

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者 主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者の役職・氏名 印
連絡先 担当者名
電 話
F A X

令和 年 月 日付けで滋賀県立むれやま荘の指定管理者指定申請書を提出しましたが、都合により辞退しますので、届け出ます。